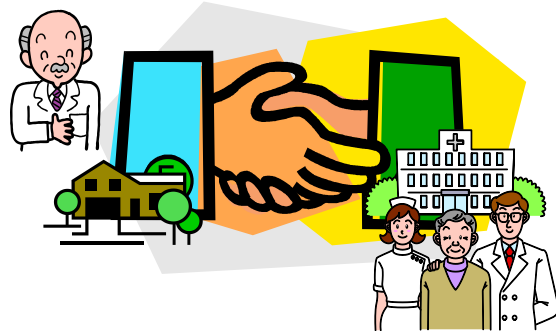


聖路加国際病院 登録医制度のご案内



■お問合せ先

〒104-8560 東京都中央区明石町 9-1
聖路加国際病院 医療連携相談室
TEL03-5550-7105/Fax03-3543-7307 www.luke.or.jp



登録医制度の概要

1. 本制度の目的

聖路加国際病院(当院)と地域の医療機関とで、患者に一貫性のある医療を提供するために、相互が緊密な医療連携を図ることを目的として「登録医制度」を実施しております。

2. 登録医のお申込み方法

- 1) 添付の申請書(アンケート、登録医データ)に必要事項をご記入いただき、お送りください。
- 2) 院内手続き終了後「登録医証」「契約書」をご送付いたします。
- 3) 「契約書」に押印いただき、一通ご返送ください。

以上で登録医としての登録が完了いたします。

3. 登録医の特典

- 1) 「聖路加国際病院 登録医」の称号をご使用いただけます。(名刺などに掲載いただけます)
- 2) 「登録医証」をお送りいたします。(受付や診察室などへの設置をお願い致します)
- 3) 当院のホームページで「登録医」としてご紹介させていただきます。
- 4) 「専用の紹介状」「紹介状用封筒」「広報誌」「医師診察日一覧表」を送付させていただきます。
- 5) 紹介患者さまが当院初診の場合、来院前登録(IDの発行)が可能になります。
- 6) 入院中の紹介患者への訪問時に以下のサービスをお受けいただけます。
 - (ア) 白衣のご利用
 - (イ) 当院医師同席のもとでのカルテ閲覧
- 7) 紹介患者さまは診断確定後、あるいは退院時に原則として逆紹介させていただきます。
- 8) 当院で開催されるカンファレンス、各種講演会などのご案内をさせていただきます。
- 9) 当院の医学図書館がご利用いただけます。
- 10) ご希望により当院の当日外来(WIC)で診療いただくこともできます。

4. 提携期間

登録期間は、原則1年間です。
双方に異議がなければ自動更新となります。
契約書の見本と、登録医証の見本です。

契約書

(以下甲という)と財団法人 聖路加国際病院 (以下乙という)とは、
聖路加国際病院「登録医制度」の実施について下記の通り定める。

記

第1条 (目的)
本契約は、「聖路加国際病院 登録医制度の概要」に基づいて、乙と甲とが患者に一貫性のある医療を提供するために、相互が緊密な医療連携を図ることを目的とする。

第2条 (実施)
甲ならびに乙は、「聖路加国際病院 登録医制度の概要」に基づいて、患者の紹介・受け入れを行うものとする。

第3条 (期間)
本書の有効期間は、平成 年 月 日からとする。
当事者のいずれか一方より何ら異議が無ければ自動更新とする。

第4条 (守秘義務)
1. 本制度で知れた患者を含めた個人情報に関しては、全て「聖路加国際病院における個人情報保護に関する基本方針」に則り取り扱うものとする。
2. 各種電子メディア・紙を用いてこれを院外に持ち出すことを禁止する。

第5条 (その他)
1. 契約書に定めのない事項および疑義が生じた場合は甲乙双方にて協議のうえ、その都度定めるものとする。
2. この契約書の正確を期するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲

乙 東京都中央区明石町 9-1
聖路加国際病院
院長 福井 次夫



【登録医証：見本】